議案第17号

朝来市土づくりセンター条例の一部を改正する条例制定について 朝来市土づくりセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市土づくりセンターの利用に係る使用料を規定し、及び指定管理者に係る規定を整理するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

朝来市土づくりセンター条例(平成17年朝来市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第1条中「堆肥化施設」を「、朝来市土づくりセンター(以下「センター」という。)」 に改める。

第2条を次のように改める。

(位置)

第2条 センターの位置は、朝来市八代93番地とする。

第3条中「朝来市土づくりセンター(以下「センター」という。)」を「センター」 に改め、同条第1号中「糞尿」を「ふん尿」に、「籾殻」を「もみ殻」に改め、同条第 3号を削る。

第4条を次のように改める。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、 市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第7条を削る。

第6条中「利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は退去を命ずる」を「センターの利用の許可を受けた者 (以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の条件を変更する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により、利用者に損失が生じた場合であっても、市長は、これに対する補償の責任は負わない。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「(以下「利用者」という。)」 を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件 を付すことができる。
- 3 市長は、センターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき は、センターの利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
 - 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、土曜日又は日曜日とする。ただし、市長が必要がある と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。 第8条から第15条までを次のように改める。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めると きは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(指定管理者による管理)

- 第12条 市長は、朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17年朝来市条例第265号)の規定に基づき、市長が指定する者(以下「指定管理者」 という。)にセンターの管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者 が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) センターの利用の許可に関する業務
 - (2) センターの維持管理に関する業務
 - (3) 第3条各号に掲げる業務
 - (4) 使用料の取扱いに関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な業務
- 3 指定管理者が前項の業務を行う場合における第4条から第7条までの規定の適用 については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第13条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第8条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得てセンターの利用料金を定めることができる。
- 2 前項の規定において定めた利用料金については、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 前2項の場合における第8条から第10条までの規定の適用については、これらの 規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と する。

(原状回復の義務)

- 第14条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により、利用許可を取り消され、又は中止を命じられたときも同様とする。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、その経費を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失によりセンターの建物、附属設備及び備品等を損傷し、又は滅失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。 別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

区分	使用料(1トン当たり)
牛のふん尿	1,000円
鶏ふん	3,000円

備考 利用者は、収集に係る実費を別途負担するものとする。 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号資料

(設置)

朝来市土づくりセンター条例新旧対照表

行

(設置)

第1条 有機資源を堆肥化して農地還元し、 循環活用することにより環境負荷を低減 し、水と緑豊かな自然を保護するとともに 畜産環境と農業環境を改善し、農畜産業の 振興を図ることを目的として堆肥化施設 を設置する。

第1条 有機資源を堆肥化して農地還元し、 循環活用することにより環境負荷を低減 し、水と緑豊かな自然を保護するとともに 畜産環境と農業環境を改善し、農畜産業の 振興を図ることを目的として、朝来市土づ くりセンター(以下「センター」という。) を設置する。

正

案

改

(名称及び位置)

(位置)

第2条 堆肥化施設の名称及び位置は、次の とおりとする。

第2条 センターの位置は、朝来市八代93 番地とする。

名称 位置 朝来市土づくりセ 朝来市八代93番地 ンター

(業務)

- 第3条 朝来市土づくりセンター(以下「セ ンター」という。)は、その目的を達成す るため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 家畜糞尿及び籾殻等を発酵堆肥化処 理する業務
 - (2) 堆肥の販売並びに運搬及び散布業務
 - (3) その他の関係業務

(施設)

第4条 センターの施設は、別表に掲げると おりとする。

(業務)

- 第3条 センターは、その目的を達成するた め、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 家畜ふん尿及びもみ殻等を発酵堆肥 化処理する業務
 - (2) 堆肥の販売並びに運搬及び散布業務

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前8時3 0分から午後5時15分までとする。ただし、 市長が必要があると認めるときは、これを 変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、土曜日又は日 曜日とする。ただし、市長が必要があると 認めるときは、休館日を変更し、又は臨時 の休館日を定めることができる。

(利用の許可等)

- 第6条 センターを利用しようとする者は、 あらかじめ市長の許可を受けなければな らない。
- 2 市長は、センターの管理上必要があると 認めるときは、前項の許可に際し、条件を 付すことができる。
- 3 市長は、センターを利用しようとする者 が、次の各号のいずれかに該当するとき は、センターの利用を許可しない。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者(以 下「利用者」という。)は、あらかじめ市 長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

- 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (3) センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用の制限等)

第7条 市長は、センターの利用が、公序良俗に反し、若しくは公益を害するおそれがあると認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるとき、その他その利用を不適当と認めるときは、施設の利用を拒否し、又は制限することができる。(利用料金)

第8条 第5条の許可を受けた利用者は、利 用料金を納付しなければならない。 (利用料金の減免)

第9条 市長は、必要と認める場合、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備等を損傷するおそれがある とき。
- (3) 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来 市条例第36号)第2条に規定する暴力団 員又は暴力団密接関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支 障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

- 第7条 市長は、センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の条件を変更することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定により、利用者に損失が生じた場合であっても、市長は、これに対する補償の責任は負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるとき は、使用料を減額し、又は免除することが できる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

- 第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他必要書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。 (指定管理者の指定)
- 第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、センターの管理を行わせるに 最も適した候補者を選定し、議会の議決を 経て指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) センターの利用の許可に関する業務
 - (2) センターの施設及び設備の維持管理 に関する業務
 - (3) 第3条各号に掲げる業務
 - (4) 市長との協議を前提とした利用料金 及び利用料金の減免の取扱い業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営管理上必要な業務

(業務報告の聴取等)

第14条 市長は、センターの適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(指定管理者による管理)

- 第12条 市長は、朝来市公の施設に係る指定 管理者の指定手続等に関する条例(平成17 年朝来市条例第265号)の規定に基づき、市 長が指定する者(以下「指定管理者」とい う。)にセンターの管理を行わせることが できる。
- 2 前項の規定により指定管理者にセンタ 一の管理を行わせる場合の当該指定管理 者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) センターの利用の許可に関する業務
 - (2) センターの維持管理に関する業務
 - (3) 第3条各号に掲げる業務
 - (4) 使用料の取扱いに関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センター の管理上必要な業務
- 3 指定管理者が前項の業務を行う場合に おける第4条から第7条までの規定の適 用については、これらの規定中「市長」と あるのは「指定管理者」とする。 (利用料金)
- 第13条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第8条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得てセンターの利用料金を定めることができる。
- 2 前項の規定において定めた利用料金に ついては、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 前2項の場合における第8条から第10 条までの規定の適用については、これらの 規定中「市長」とあるのは「指定管理者」 と、「使用料」とあるのは「利用料金」と する。

(原状回復の義務)

- 第14条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により、利用許可を取り消され、又は中止を命じられたときも同様とする。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないとき は、市長が原状に回復するものとする。こ

(指定の取消し)

- 第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に 従わないときその他指定管理者の責めに 帰すべき理由により当該指定管理者によ る管理を継続することが出来ないと認め るときは、その指定を取り消し、又は期間 を定めて管理業務の全部若しくは一部の 停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は 期間を定めて管理業務の全部若しくは一 部の停止を命じた場合において、指定管理 者に損害が生じても市長はその賠償の責 めを負わない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者及び利用者は、その責め に帰すべき理由によりセンターの施設等 を破損し、若しくは滅失し、又は汚損した ときは、市長の指示するところにより、こ れを原状に回復し、又はその損害を賠償し なければならない。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又はセンターの業務に 従事している者(この条において「従事者」 という。)は、センターの業務により取得 した個人情報が適切に保護されるよう配 慮するとともに、管理に関し知り得た秘密 を他に漏らし、又は自己の利益のために利 用してはならない。指定管理者の指定の期 間が満了し、若しくは指定を取り消され、 又は従業者の職務を退いた後においても、 同様とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定 める。

別表(第4条関係)

施設	棟	規模
発酵堆肥化施設	1棟	$2,007m^2$
製品置場	1棟	560m^2
管理棟	1棟	30m ²

<u>の場合において、利用者は、その経費を負</u>担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失によりセンターの建物、附属設備及び備品等を損傷し、又は減失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定 める。

別表 (第8条関係)

区分	使用料 (1トン当たり)
生のふん尿	1,000円
<u>鶏ふん</u>	3,000円
/#: ##	中生にはず中事を叩りたり

備考 利用者は、収集に係る実費を別途負担するものとする。